令和９年度からの新たな水田政策（ポイント）

支援の軸を「面積」＋「生産性」へ

農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、**農業構造転換集中対策を進めつつ、水田・畑に関わらず**、**生産性の向上**（単収の向上、省力化、コスト削減等）と**付加価値の向上**の**双方を進め、農業者の所得の向上を図り、食料安全保障を確保する**

1　**水田活用の直接支払交付金を生産性向上の取組への支援に転換**

①作物ごとの収量に応じた支援により供給力の向上を図り、農業者の努力に報いる

②実需者との複数年契約、多収品種等への転換促進、スマート化や農地集約の推進等を通じ、農業者が安定的・効率的に経営できる環境を整備する

2　**付加価値向上の取組への支援を強化**

①産地交付金を見直し、産地の育成を一層推進する

②新たな環境直接支払交付金を創設し、有機農業への転換や環境価値の創出を図る

3　**地域の営農・共同活動の継続に向けた支援を強化**

①傾斜以外の不利性を有する農地も支援するなど、中山間地域等直接支払の対象面積を拡大する

②中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施を推進する

③多面的機能支払について、活動組織の支援の充実を図る

1　水田活用の直接支払交付金の見直し　～単収が多いほど手厚い支援へ～

コメ

生産性向上支援

<ポイント>

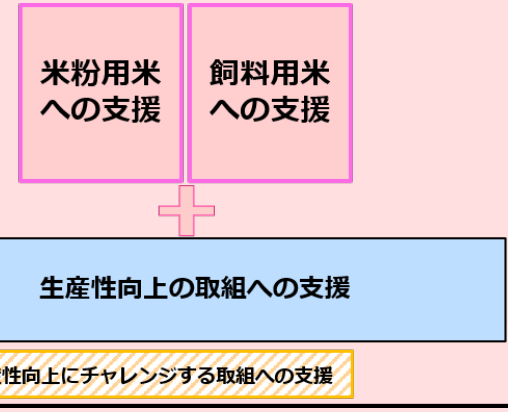
①生産性向上の取組支援（加工・新市場開拓・米粉・飼料用米が対象）
・効率的施肥、高温耐性品種 等

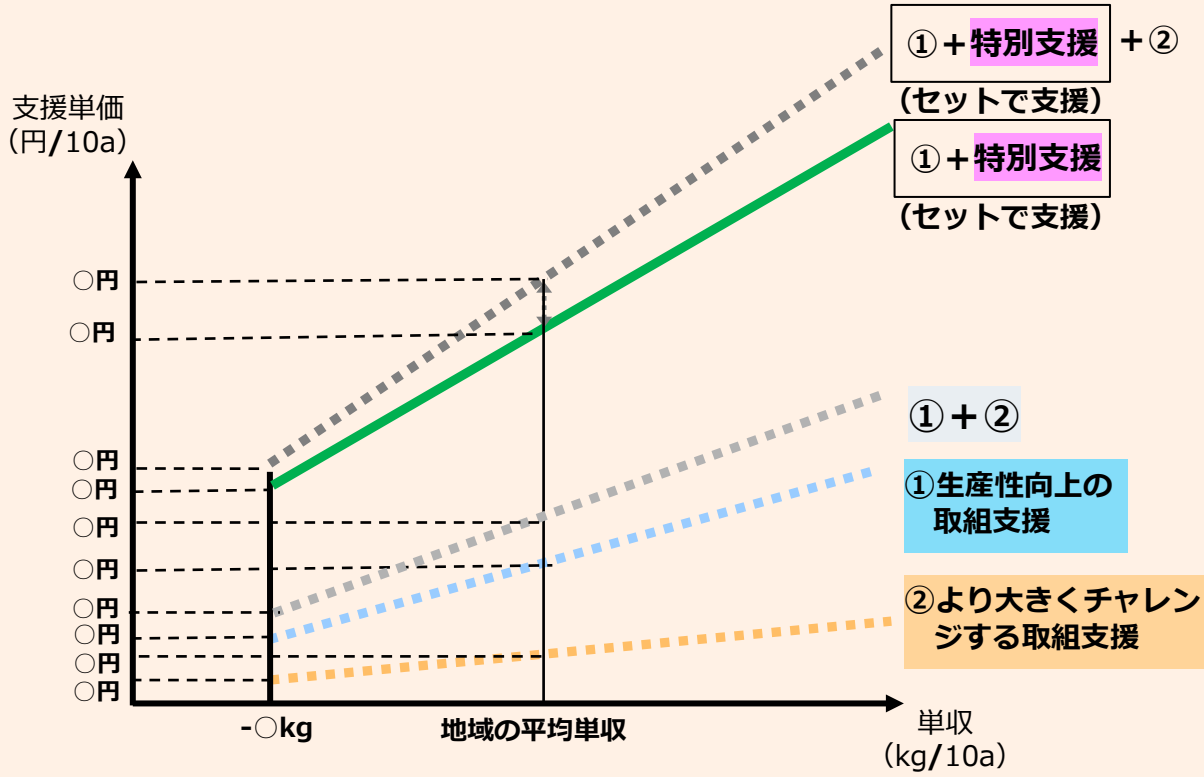
②より大きくチャレンジする取組支援（加工・新市場開拓・米粉・飼料・業務用米などが対象）（当面の間）
・直播、極多収品種
・担い手が集約した農地で行う①の取組 等

災害時の補正、実需との事前契約が必要、地域差に配慮した基準単収の設定
（※麦・大豆、飼料作物も同じ）

米粉用米・飼料用米への特別支援

<ポイント>
左①に加えて特別支援
・実需との複数年契約
※農業者と実需者の直接取引のほか、畜産農家による自家利用等も対象





1　水田活用の直接支払交付金の見直し　～単収が多いほど手厚い支援へ～

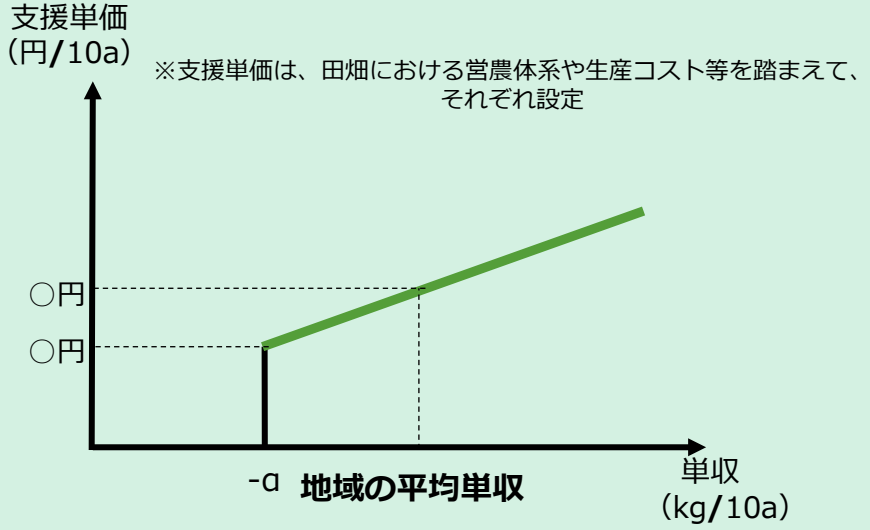
麦・大豆

生産性向上支援

<ポイント>
・ブロックローテーション等を実施した上で、効率的施肥、多収品種、スマート農業等の取組支援

・県内の低単収地域の-α及び高単収県の支援単価に特例を設定

※麦は、令和10年度から開始（令和９年度は田での従前の交付金を継続）



飼料作物

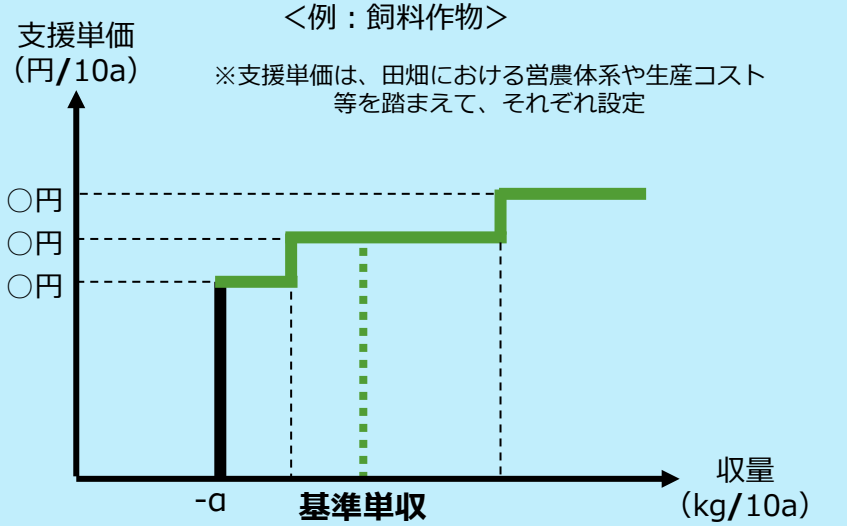
生産性向上支援

<ポイント>
・(田)栽培条件改善、優良品種、スマート農業等の取組支援

・(畑)栄養収量向上、二毛作、地力改善等の取組支援

・ロール数などによる簡易な収量確認

<例：飼料作物>



田・畑	対象作物	基準単収の〇未満	基準単収の〇以上～〇未満	基準単収の〇以上～〇未満	基準単収の〇以上
田	飼料作物（永年生牧草除く）		○円/10a	○円/10a	○円/10a
	WCS用稲		○円/10a	○円/10a	○円/10a
	永年生牧草		○円/10a	○円/10a	○円/10a
畑	飼料作物		○円/10a	○円/10a	○円/10a

産地交付金

国から都道府県への配分について、以下の観点に基づき配分
・ 耕地面積等の客観的指標（中山間地域に重点的に配分できるよう基準設定）
・ PDCAの適切な実施による効果の評価・検証結果
・ 上記とは別に、そば・なたねなど国が設定するメニューの取組面積

米・麦・大豆の種子や酒造好適米の安定供給に向けて別途支援

2　中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し　～中山間地域への更なる支援の充実～

<プッシュ型による取組強化>
・本年夏から各地方農政局等による市町村等への取組拡大（制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）の働きかけを開始
・令和９年度から更に体制を強化するための定員を要求、概算決定時に結論

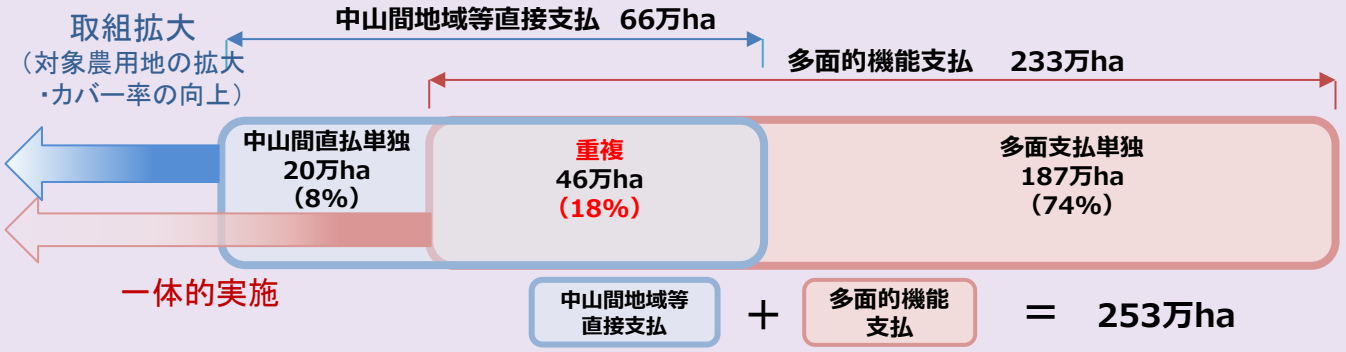
<見直しのポイント>
① 中山間地域等直接支払
・傾斜以外の不利性を有する農地も支援（法面管理、通作、ほ場の整備状況、鳥獣害等の不利性）
田から畑への転換により支援対象外となる農地も対象
・地方負担の軽減に向けて調整
② デジタル技術の活用や事務局機能の強化による事務負担の軽減を図りつつ、両支払の一体的な実施を推進
③ 多面的機能支払
・活動組織の支援の充実（外部人材との連携など）

田（急傾斜･緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1　9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）
※2　9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

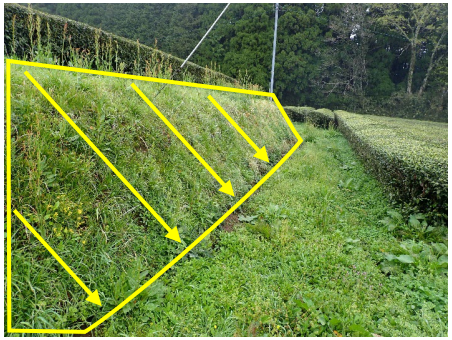
中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和６年度）



（別紙）対象農用地の拡大（傾斜によらない不利性を有する農地の例）

＜畑の不利性＞

➢ **法面管理**
階段状に造成された畑団地で法面が急勾配であり、**草刈り作業等の負担が発生。**



➢ **ほ場の整備状況**
畑に隣接する農道が狭小のため、作業効率が良い農業機械の導入が限定されることから、**農作業に時間を要する。**



中山間直払対象外の畑において、茶やきゅうり等を作付け



中山間直払対象外の田において、水稲やWCSを作付け

＜田の不利性＞

➢ **ほ場の整備状況**
10a未満の**小区画の田が多く、出入り口が狭小**のため、作業効率が良い農業機械の導入が限定されることから、**農作業に時間を要する。**



➢ **鳥獣害**
鳥獣被害のおそれが大きいことから電気柵を設置しており、電圧の点検、柵線の断線や支柱の破損の補修等に係る**維持管理負担が発生。**



3　新たな環境直接支払交付金の創設　～転換時の導入リスクにも対応した支援へ～

＜支援のポイント＞

①支援対象者

・みどり認定農業者
〔従来の農業者団体に加え、**個人の取組にも支援対象を拡大。**〕

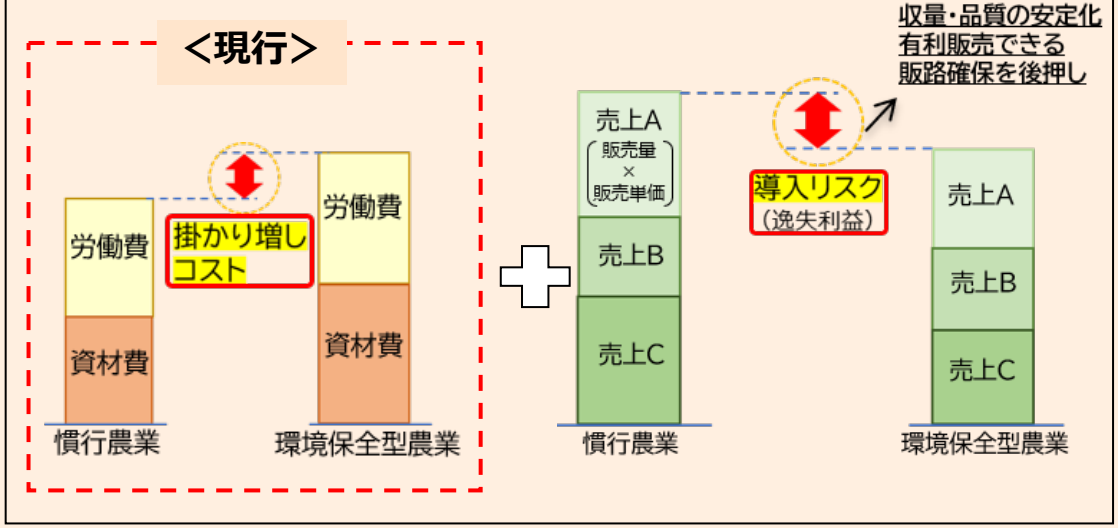
②支援の考え方

〇有機農業等の掛かり増しコストへの支援（現行）

＋

〇転換時の減収等の導入リスクにも対応した支援

＜新制度のイメージ＞



③支援対象取組

・以下の取組を対象とし、同一ほ場・同一取組への支援は５年まで

項　目	内　容
有機農業	慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援（５年間の支援期間中に有機JAS認証を取得）
環境価値の創出※	温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援（バイオ炭等）
土づくりの取組※	たい肥の施用、緑肥の施用、総合防除の取組への支援

※化学肥料・化学農薬の５割低減相当の取組を実施

④定着・拡大へのサポート

・みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の定着・拡大に向けた**都道府県のサポート体制を構築**